

## 歯科関係者講習会実施要綱

医政発第0403017号  
平成20年4月3日  
一部改正  
医政発0405第9号  
平成24年4月5日  
医政発0410第25号  
平成27年4月10日

### 歯科医療関係者感染症予防講習会

#### 1. 目的

歯科医療従事者に対してエイズや肝炎等の感染症予防等に関する講習を行い、歯科保健医療の安全の確保を図ることを目的とする。

#### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「歯科医療関係者感染症予防講習会実施団体公募要領」により選定された団体とする。

なお、事業の実施に当たっては、歯科関係団体の協力を得て実施することができるものとする。

#### 3. 事業内容

- (1) 受講対象者は、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士とする。
- (2) 講習内容は、エイズや肝炎等の感染症予防等、歯科医療及び歯科衛生の安全を図るために必要とされる事項に関する講義及び実習とする。
- (3) 講習期間中は、専門に利用できる教室、演習室（実習のため）が確保でき、また、教室、演習室は、採光、換気等が適当であり、学習環境への配慮が行えるものとする。
- (4) 受講者の宿泊費、食費、交通費等は受講者の負担とする。